

生産性革命支援事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資をする事業者に対し、国において実施する生産性革命推進事業（ものづくり補助金、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金）の（Ⅰ）獲得支援（ものづくり補助金のみ）及び（Ⅱ）補助費用の上乗せを実施し、市内中小企業者の生産性向上と企業のLifestyle改革支援を行います。

- 本補助金については課税対象となる場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
- 虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す場合があります。既に市の補助金が交付されているときは返還請求をします。

（Ⅰ）ものづくり補助金獲得支援補助金

概要

国において実施する「ものづくり補助金」獲得のため、認定経営革新等支援機関による事業計画書策定等の有償支援を受けた事業者に対し、費用の一部を補助します。

認定経営革新等支援機関とは？

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）を、国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。認定支援機関については下記を参照。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

補助額等

交付申請期間	令和2年6月15日～令和2年7月31日
補助上限額	50万円
補助率	1/2
補助見込件数	10件程度（交付申請先着順）
補助対象経費	ものづくり補助金獲得（一般型(特別枠含む)）にかかる事業計画策定等委託料((地方)消費税は含みません) ※事業計画策定を含まない業務（申請の代行）については交付対象としません。 必要に応じ、計画策定後においても支援機関から伴走支援や計画見直し等支援を受ける等、継続的な生産性向上となるよう、支援内容をご検討ください。 ※ビジネスモデル構築型は対象となりません。

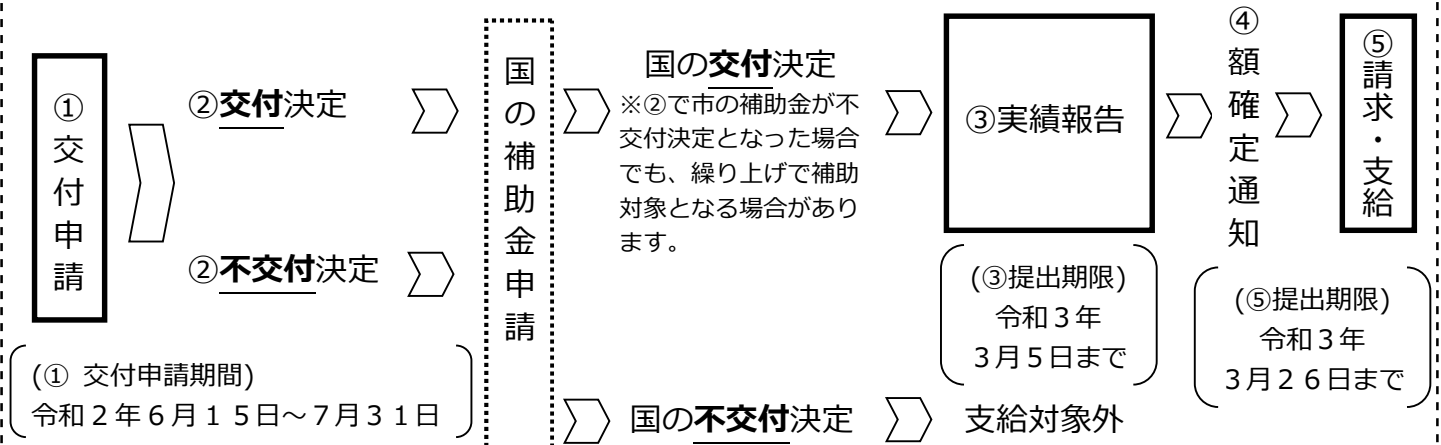
要件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- 令和2年4月7日時点において、ア、イのいずれかに該当すること
ア) さいたま市内に本社・本店を有する法人
イ) さいたま市内に住民登録があり市内に事業所等を有している個人
- 認定経営革新等支援機関によるものづくり補助金獲得のための有償支援を受けていること
- 令和元年度及び令和2年度補正予算の第3次または第4次ものづくり補助金の公募に申請し、採択されること
※国の補助金が不採択となった場合には補助金交付の対象にはなりません。
- 法人市民税（法人）、個人市民税（個人）を滞納していないこと

手続きの流れ

□ 市への申請手続き ⋯ 国への申請手続き



①補助金の交付を受けたい場合には、**令和2年6月15日から7月31日**までの交付申請期間に交付申請書（様式第1号）と添付書類を提出してください。さいたま市経済政策課の窓口への申請のみ受け付け、先着順で採択を行います。

②8月中を目途に、申請者あて交付決定・不交付決定通知を送付します。これと並行して、支援機関による計画策定等支援を受け、第3回又は第4回のものづくり補助金の交付申請を行ってください。
※国のものづくり補助金が交付決定が得られない場合には、市の交付決定を受けていても、支給対象となりませんのでご注意ください。

※②で市の補助金が不交付決定となっても、別の交付決定者が国の補助事業において不採択となった場合には、補助対象となる場合があります。その際には市から別途連絡いたします。

③国の交付決定通知を受けとりましたら、**令和3年3月5日まで**に市に実績報告（様式第3号）を行ってください。

④市から交付額確定通知が送付されます。（国の第4回交付決定後となる見込みです。）

⑤市へ**令和3年3月26日まで**に請求書（様式第5号）を提出後、市から補助金を支給します。

必要書類

- 交付申請時
 - ①さいたま市ものづくり補助金獲得支援補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②（法人）履歴事項全部証明書、法人市民税の納税証明書
（個人）住民票の写し、確定申告書や許認可証、パンフレットなど市内に事業所があることがわかる書類、市民税納税証明書
- 実績報告時
 - ①実績報告書（様式第3号）
 - ②国のものづくり補助金交付決定通知の写し
 - ③支援機関との契約書の写し
 - ④支援機関に経費を支払ったことがわかる書類（領収書、通帳の写し等）
- 請求時
 - ①請求書（様式第5号）
 - ②市の交付額確定通知書の写し
 - ③振込先口座通帳の写し（金融機関名及び支店名、口座番号、カタカナの名義人がわかるもの）

※証明書等は写しで構いません

【問合せ・申請先】さいたま市経済政策課 経済企画係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048（829）1362 FAX：048（829）1944

Mail：keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

様式等のダウンロード：「さいたま市 生産性革命支援事業」で検索